

令和 4 年 1 2 月 6 日

第 4 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 4 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第4回廿日市市議会議案目次

報告第26号	専決処分事項の報告について	1
議案第81号	廿日市市個人情報の保護に関する法律施行条例	3
議案第82号	廿日市市情報公開・個人情報保護審査会条例	11
議案第83号	職員の高齢者部分休業に関する条例	19
議案第84号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	23
議案第85号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	51
議案第86号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	65
議案第87号	会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	69
議案第88号	廿日市市佐方会館設置及び管理条例の一部を改正する条例	75
議案第89号	廿日市市漁港管理条例の一部を改正する条例	79
議案第90号	廿日市市吉和診療所条例の一部を改正する条例	83
議案第91号	廿日市市教育集会所の設置及び管理条例を廃止する条例	87
議案第92号	廿日市市地域集会所設置及び管理条例を廃止する条例	91
議案第93号	廿日市市大野福祉保健センター設置及び管理条例を廃止する条例	95
議案第94号	廿日市市保健福祉研修センター設置及び管理条例を廃止する条例	99
議案第95号	廿日市市老人の家設置及び管理条例を廃止する条例	103
議案第102号	廿日市市と広島県との間における行政不服審査	107

会事務の事務委託に関する規約の変更の協議に
ついて

議案第103号	広島県市町総合事務組合理約の変更について	……	1	0	9
議案第104号	公の施設の指定管理者の指定について	……………	1	1	1

報告第 26 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 12 月 6 日

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 38,500 円

- 2 専決処分年月日 令和 4 年 11 月 6 日

(参考事項)

令和４年９月１６日市職員の行為によって発生したコンクリートブロック塀の損傷事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第 8 1 号

廿日市市個人情報の保護に関する法律施行条例案を次のように提出する。

令和 4 年 1 2 月 6 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市個人情報保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法、個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

(不開示情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、廿日市市情報公開条例（平成12年条例第1号）第7条第1号に掲げる情報とする。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求

があった日から４５日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限
(手数料等)

第６条 法第８９条第２項に規定する手数料は、無料とする。

- ２ 法第８７条第１項本文の規定により保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成又は送付に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第７条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、廿日市市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和４年条例第 号）第２条第１項に規定する廿日市市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第６６条第１項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前２号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

- ２ 審査会は、前項各号に掲げるもののほか、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 番号法第２８条第１項に規定する評価書に記載された特定個人情報

ファイルの取扱いに関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、特定個人情報ファイルの取扱いに関する
重要事項

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要
な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3
条第6項の規定は、公布の日から施行する。

(廿日市市個人情報保護条例の廃止)

第2条 廿日市市個人情報保護条例（平成12年条例第22号。以下「旧
条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機
関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施
行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第3条第2項の
規定による職務上知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以
下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的
に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従
前の例による。

2 次に掲げる者に係る旧条例第10条第2項の規定によるその事務に関
して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使
用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の
例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関から受託した旧個人情報を取
り扱う事務（以下「旧受託事務」という。）に従事している者又は同
条の規定の施行前において旧受託事務に従事していた者

(2) 前条の規定の施行の際現に市の公の施設の管理を行う指定管理者に

係る公の施設の管理事務（以下この号において「旧指定管理事務」という。）に従事している者又は同条の規定の施行前において旧指定管理事務に従事していた者

- 3 前条の規定の施行前に旧条例第 12 条第 1 項若しくは第 2 項（旧条例第 22 条第 2 項及び第 24 条の 4 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 22 条第 1 項又は第 24 条の 4 第 1 項の規定による請求がされた場合における旧条例の規定による旧条例第 2 条第 5 項に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 4 前条の規定の施行前に旧条例第 27 条第 1 項の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 5 前条の規定の施行前において旧条例第 30 条第 1 項の規定により市に置かれた同項に規定する廿日市市個人情報保護審査会の委員であった者に係る旧条例第 30 条第 5 項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 6 前条の規定の施行の日の前日において旧条例第 36 条第 1 項の規定により市に置かれた同項に規定する廿日市市個人情報保護運営審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者の任期は、旧条例第 36 条第 4 項において準用する旧条例第 30 条第 4 項の規定にかかわらず、その日に満了する。
- 7 前条の規定の施行前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第 36 条第 4 項において準用する旧条例第 30 条第 5 項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 8 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第 43 条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルであって特定の旧保有個人情報

を電子計算機を用いて検索することができるようにされたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第２項各号に掲げる者

９ 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

（罰則に関する経過措置）

第４条 附則第２条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、議会を除く地方公共団体が同法の適用となることを踏まえ、開示請求に係る不開示情報の範囲、開示決定等の期限など同法の施行に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 8 2 号

廿日市市情報公開・個人情報保護審査会条例案を次のように提出する。

令和 4 年 1 2 月 6 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、廿日市市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置)

第2条 次に掲げる事項を処理するため、廿日市市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 廿日市市情報公開条例（平成12年条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1項に規定する実施機関（以下「情報公開実施機関」という。）の情報公開条例第20条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 廿日市市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第2条第2項に規定する実施機関（以下「個人情報実施機関」という。）の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 個人情報実施機関の個人情報保護法施行条例第7条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (4) 廿日市市議会の議長（以下「議長」という。）の廿日市市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (5) 議長の議会個人情報保護条例第45条第3項の規定による諮問に応じ調査審議すること。

2 審査会は、前項第1号、第2号又は第4号に規定する審議を通じて必要があると認めるときは、情報公開又は個人情報の保護に関する事項について、第5条第1項各号に掲げる者に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(開示決定等に係る審査請求についての審査会の調査権限)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に掲げるものの提示を求めることができる。

(1) 第2条第1項第1号に規定する諮問をした情報公開実施機関 情報公開条例第13条第1項に規定する開示決定等に係る情報公開条例第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）

(2) 第2条第1項第2号に規定する諮問をした個人情報実施機関 法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、法第94条第1項に規定する訂正決定等又は法第102条第1項に規定する利用停止決定等に係る法第60条第1項に規定する保有個人情報（以下「法保有個人情報」という。）

(3) 第2条第1項第4号に規定する諮問をした議長 議会個人情報保護条例第20条第5号アに規定する開示決定等、議会個人情報保護条例第35条第1項に規定する訂正決定等又は議会個人情報保護条例第42条第1項に規定する利用停止決定等に係る議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報（以下「議会保有個人情報」という。）

2 前項に規定する場合においては、何人も、審査会に対し、その提示さ

れた公文書、法保有個人情報又は議会保有個人情報の開示を求めることができない。

3 第1項各号に掲げる者は、審査会から同項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。

4 審査会は、必要があると認めるときは、第1項各号に掲げる者に対し、公文書に記録されている情報又は法保有個人情報若しくは議会保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

（開示決定等に係る審査請求についての資料の提出等の通知）

第6条 審査会は、前条第4項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面（同法第74条に規定する主張書面をいう。以下この条において同じ。）若しくは資料の提出があったとき（議長が諮問した場合において、相当する書面又は資料の提出があったときを含む。）は、審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は前条第1項各号に掲げる者（当該主張書面又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するように努めるものとする。

（開示決定等に係る審査請求についての調査審議手続の非公開）

第7条 審査会の行う第2条第1項第1号、第2号又は第4号の規定による調査審議の手続は、公開しない。

（個人情報の取扱いについての審査会の調査権限）

第8条 審査会は、第2条第1項第3号又は第5号に掲げる事項を処理するため必要があると認めるときは、個人情報実施機関又は廿日市市議会の事務局の職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則

で定める。

(罰則)

第10条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前にされた個人情報保護法施行条例附則第2条の規定による廃止前の廿日市市個人情報保護条例（平成12年条例第22号。以下「旧個人情報保護条例」という。）第14条第2項に規定する開示決定等、旧個人情報保護条例第24条第1項に規定する訂正決定等又は旧個人情報保護条例第24条の7第1項に規定する利用停止決定等に係る審査請求に係る調査審議については、なお従前の例による。

2 審査会は、第2条第1項各号に掲げる事項のほか、当分の間、旧個人情報保護条例第2条第1項に規定する実施機関の旧個人情報保護条例第27条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議することについて処理する。

3 この条例の施行前に次に掲げる者にされた諮問でこの条例の施行の際現に当該諮問に対する答申がされていないものは、審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について当該次に掲げる者がした審議又は調査審議の手続は、審査会がした審議又は調査審議の手続とみなす。

(1) 次条の規定による改正前の情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第23条第1項の規定により置かれた廿日市市情報公開審査会（以下「旧情報公開審査会」という。）

(2) 旧個人情報保護条例第30条第1項の規定により置かれた廿日市市個人情報保護審査会

4 この条例の施行の際現に旧情報公開審査会の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第1項の規定により審査会の委員に任命された

ものとみなし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧情報公開審査会の委員としての任期の残任期間とする。

(廿日市市情報公開条例の一部改正)

第3条 廿日市市情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中「第29条」を「第22条」に、「第30条―第35条」を「第23条―第28条」に改める。

第20条第1項中「廿日市市情報公開審査会」を「廿日市市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年条例第 号）第2条第1項に規定する廿日市市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第23条から第29条までを削る。

第4章中第30条を第23条とし、第31条から第35条までを7条ずつ繰り上げる。

(廿日市市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 この条例の施行前にされた旧情報公開条例第13条第1項に規定する開示決定等に係る審査請求に係る調査審議については、なお従前の例による。

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「情報公開審査会委員」を「情報公開・個人情報保護審査会委員」に改め、個人情報保護審査会委員の項を削る。

(廿日市市手数料条例の一部改正)

第6条 廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「の規定」を「及び第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定」に改める。

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、保有個人情報の開示決定等に係る審査請求について調査審議する諮問機関を設置する必要性が生じたことなどを踏まえ、廿日市市情報公開条例に基づく廿日市市情報公開審査会に当該諮問機関等を統合して、新たに設置することとなる廿日市市情報公開・個人情報保護審査会の組織、調査審議の手続等について定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 8 3 号

職員の高齢者部分休業に関する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 1 2 月 6 日

廿日市市長 松 本 太 郎

職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、55歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 2 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 2 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 2 項中「ことをいう。）」の次に「、高齢者部分休業（当該職員が職員の高齢者部分休業に関する条例（令和 4 年条例第 号）第 2 条第 2 項に規定する年齢に達した日以後の日で、当該職員の申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和 5 8 年条例第 2 3 号）第 2 条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）」を加える。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 5 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (1) 地方公務員法第 2 6 条の 3 第 1 項の規定による承認

(提案理由)

職員の定年年齢の引上げを踏まえ、高齢期職員の多様な事情に応じた働き方の選択肢を広げることを目的として、高齢者部分休業制度を導入するため、この条例案を提出するものである。

議案第 8 4 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 1 2 月 6 日

廿日市市長 松 本 太 郎

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の定年等に関する条例（昭和58年条例第23号）の一部を
次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、
「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条
の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条
の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、
同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事
由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員
に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日におい
て従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同
項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動
期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は

第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「よりの次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に、「存しなくなつた」を「なくなつた」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）第22条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職
- (2) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第13号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職
- (3) 前2号に掲げる職に準ずる職として規則で定める職
（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められ

る場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当

該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認

めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市を構成団体とする地方公共団体の組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、

従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

- 第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 6 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 7 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及

び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする
とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努める
ものとする。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第8項を次のように改める。

8 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第5項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条の2の見出し中「、任期付短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員」を「及び任期付短時間勤務職員」に改め、同条第1項及び第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項を削る。

第6条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「55歳を超える職員」を「55歳を超え60歳に達した日までの間にある職員」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 60歳を超える職員に関する第2項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給）」とあるのは、「0号給」とする。

第14条第1項第1号中「以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、

同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「以下」の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員（以下これらの職員を）」を「定年前再任用短時間勤務職員（第17条において、これらの職員を）」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「交通機関等（以下）」を「交通機関等（第1号及び次項において）」に、「以下同じ」を「第1号及び次項において同じ」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同条第4項中「以下」を「第15条の2において」に改める。

第17条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「この条」を「この項から第5項まで」に改め、同条第5項中「この条」を「この項及び次項」に改め、「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第6項中「場合は」を「場合には」に改める。

第23条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条の2第1項中「第11条」を「第5条第7項、第6条、第11条」に、「任期付短時間勤務職員及び再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「第15条の2」を「第11条、第12条、第15条及び第15条の2」に改める。

附則に次の7項を加える。

- 11 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第13項において「特定日」という。）

以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

12 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 職員の定年等に関する条例（昭和58年条例第23号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

13 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第15項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

14 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける

給料月額との合計額が第5条第5項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第5項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

15 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第11項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第13項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

16 附則第13項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第11項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

17 附則第11項から前項までに定めるもののほか、附則第11項の規定による給料月額、附則第13項の規定による給料その他附則第11項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員		基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額	基 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

に改める。

別表第 2 中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900

に改める。

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第 3 条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 3 1 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「6 月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の 1 0 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正）

第 4 条 職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（昭和 3 1 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 8 条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加え、「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、「効果」の次に「並びに失職の特例」を加える。

第 6 条を第 7 条とし、第 3 条から第 5 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 2 条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第 2 項中「若しくは免職又は休職」を「、免職、休職又は降給」に改め、同条を第 3 条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）することをいう。）とする。

附則に次の3項を加える。

3 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「及び職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）附則第11項の規定による降給とする」とする。

4 第3条第2項の規定は、職員の給与に関する条例附則第11項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、任命権者の定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

5 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員の降給については、この条例の規定を準用する。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第16条の5第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。第8条第3号において同じ。）を延長された管理監督職を占める職員

第8条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第16条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「以下「再任用短時間勤務職員等」を「次条において「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第17条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第8条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項及び第12条第1項第1号中「再任用短時間勤

務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第9条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成8年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第10条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（廿日市市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第11条 廿日市市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第112号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。
（定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の一

部改正)

第12条 定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例（平成28年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「15年」を「20年」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（経過措置）

2 当分の間、第2条第1号中「定年」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第 号）第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和58年条例第23号）第3条に規定する定年」と、「20年」とあるのは「15年」とする。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第13条 職員の再任用に関する条例（平成20年条例第30号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条中職員の給与に関する条例第6条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に1項を加える改正規定は令和6年4月1日から、附則第11条の規定は公布の日から施行する。

（職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」

という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特

定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。))に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる

きる。

- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ

当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市を構成団体とする地方公共団体の組合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選

考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第13条第1項の規定により

当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた

前項に規定する職に係る年齢とする。

（職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第９条 令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第３条から第６条までの規定が適用される間における各年の４月１日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

２ 令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

３ 令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職員は、第１項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第１０条 任命権者は、基準日（令和７年４月１日、令和９年４月１日、令和１１年４月１日及び令和１３年４月１日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の３月３１日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第３条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第１２条に規定す

る年齢 60 年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年条例第 12 条又は第 13 条第 1 項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第 12 条又は第 13 条第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢）

第 11 条 令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢は、年齢 60 年とする。

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 12 条 第 2 条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第 11 項から第 17 項までの規定は、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。

第 13 条 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条及び附則第 15 条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第 5 項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第 5 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第 5 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第5項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第4項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第23条第5項及び第24条第2項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第5条第7項、第6条、第11条、第12条及び第15条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 7 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 第14条 暫定再任用職員については、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第13号）第5条、第6条、第7条の2及び第7条の3の規定は、適用しない。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 15 条 暫定再任用短時間勤務職員は、第 8 条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新勤務時間条例」という。）第 2 条第 4 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 16 条 第 9 条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（以下この条において「新外国派遣条例」という。）第 2 条第 2 項第 1 号の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

2 附則第 2 条第 1 項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、新定年条例第 4 条第 2 項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、新外国派遣条例の規定を適用する。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 17 条 第 10 条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（以下この条において「新公益派遣条例」という。）第 2 条第 2 項第 1 号の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

2 附則第 2 条第 1 項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、新定年条例第 4 条第 2 項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、新公益派遣条例の規定を適用する。

（規則への委任）

第 18 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、職員の定年年齢の引上げに関し、関係条例の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 8 5 号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 1 2 月 6 日

廿日市市長 松 本 太 郎

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 3 1 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 9 5」を「1 0 0 分の 1 0 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 5」を「1 0 0 分の 5 0」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500

33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		

70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300	
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600	
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800	
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000	
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300	
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600	
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800	
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000	
94		294, 900	342, 600			
95		295, 200	343, 100			
96		295, 600	343, 500			
97		295, 800	343, 700			
98		296, 100	344, 100			
99		296, 500	344, 500			
100		296, 900	344, 800			
101		297, 100	345, 100			
102		297, 400	345, 500			
103		297, 800	345, 900			
104		298, 100	346, 300			
105		298, 300	346, 800			
106		298, 600	347, 200			
107		299, 000	347, 600			

	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条に規定する職員を除く。

別表第2（第5条関係）

消 防 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	381,900
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	384,100
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	386,000
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200
	13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900
	14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000
	15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000
	16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100
	17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800
	18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500
	19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200
	20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800
	21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500
	22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100
	23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500
	24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000
	25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300
	26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700
	27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200
	28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800
	29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100
	30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800
	31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500
	32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100

33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500
34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200
35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900
36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500
37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900
38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600
39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300
40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000
41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400
42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000
43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700
44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300
45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100
46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800
47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300
48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800
49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300
50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600
51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900
52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300
53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700
54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900
55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200
56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400
57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800
58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000
59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200
60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400
61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800
62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300	
63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600	
64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	
65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	
66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	
67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	
68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	
69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	

70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600
71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900
72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200
73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400
74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700
75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000
76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300
77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500
78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800
79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100
80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400
81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600
82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900
83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500	
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800	
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000	
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200	
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500	
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800	
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000	
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200	
94	300,600	324,200	350,600	384,200			
95	301,700	325,600	352,100	384,800			
96	303,000	326,900	353,600	385,300			
97	304,100	328,100	354,900	385,700			
98	305,300	329,400	356,100	386,100			
99	306,500	330,700	357,200	386,700			
100	307,700	332,000	358,400	387,200			
101	308,900	333,400	359,500	387,600			
102	309,900	334,300	360,600	388,100			
103	311,000	335,400	361,700	388,700			
104	312,000	336,600	362,900	389,200			
105	312,800	337,700	364,100	389,500			
106	313,400	338,800	364,600	389,900			
107	314,000	339,800	365,200	390,400			

108	314, 700	340, 900	365, 800	390, 700				
109	315, 200	342, 100	366, 400	391, 000				
110	315, 700	343, 100	366, 900	391, 500				
111	316, 200	344, 100	367, 400	392, 000				
112	316, 800	345, 000	367, 900	392, 500				
113	317, 600	345, 900	368, 300	392, 800				
114	318, 300	346, 800	368, 700	393, 300				
115	319, 000	347, 800	369, 300	393, 800				
116	319, 700	348, 800	369, 800	394, 300				
117	320, 300	349, 800	370, 200	394, 600				
118	321, 100	350, 300	370, 700	395, 100				
119	321, 800	350, 900	371, 300	395, 600				
120	322, 600	351, 500	371, 800	396, 100				
121	323, 200	351, 800	372, 000	396, 500				
122	323, 500	352, 200	372, 500	397, 000				
123	324, 000	352, 700	373, 000	397, 400				
124	324, 500	353, 100	373, 400	397, 900				
125	324, 800	353, 500	373, 900	398, 300				
126		353, 900	374, 400					
127		354, 400	374, 900					
128		354, 800	375, 400					
129		355, 200	375, 700					
130		355, 600	376, 200					
131		356, 000	376, 700					
132		356, 400	377, 200					
133		356, 600	377, 500					
134		357, 100	378, 000					
135		357, 500	378, 400					
136		357, 800	378, 800					
137		358, 100	379, 100					
138		358, 500	379, 600					
139		359, 000	380, 100					
140		359, 500	380, 600					
141		359, 800	380, 900					
142		360, 300						
143		360, 800						
144		361, 300						

	145		361,600						
再任用 職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900

備考 この表は、消防吏員に適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）第7条第1項の表の規定は令和4年4月1日から、改正後の給与条例第24条第2項の規定及び改正後の任期付条例第8条第2項の規定は令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

民間給与との較差の解消を図るための人事院の給与改定の勧告を考慮し、職員の給料月額などの改定を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 86 号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 12 月 6 日

廿日市市長 松 本 太 郎

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の特別職給与等条例」という。）第3条第4項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて令和4年12月に市議会議員、市長、副市長及び教育長に支給された期末手当は、改正後の特別職給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(提案理由)

廿日市市特別職報酬等審議会の答申に基づき、一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定に準じて、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、この条例案を提出するものである。

議案第 87 号

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 12 月 6 日

廿日市市長 松 本 太 郎

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第１５条第２項及び第２６条第２項中「１００分の１２２．５」を「１００分の１２５」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第４条、第１６条関係）

職務 の級	１ 級	２ 級	３ 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
１	150,100	198,500	234,400
２	151,200	200,300	236,000
３	152,400	202,100	237,500
４	153,500	203,900	239,000
５	154,600	205,400	240,300
６	155,700	207,200	241,900
７	156,800	209,000	243,400
８	157,900	210,800	244,900
９	158,900	212,400	246,000
10	160,300	214,200	247,500
11	161,600	216,000	249,000
12	162,900	217,800	250,300
13	164,100	219,200	251,800
14	165,600	221,000	253,000
15	167,100	222,700	254,300
16	168,700	224,500	255,500
17	169,800	226,100	256,800
18	171,200	227,800	258,200
19	172,600	229,400	259,600
20	174,000	230,900	261,100
21	175,300	232,200	262,700
22	177,800	233,800	264,400
23	180,300	235,400	266,000
24	182,800	236,900	267,600
25	185,200	237,900	269,400
26	186,900	239,400	271,200
27	188,500	240,700	272,900
28	190,200	241,900	274,600

29	191, 700	243, 100	276, 200
30	193, 400	244, 100	277, 900
31	195, 200	245, 100	279, 700
32	196, 900	246, 100	281, 200
33	198, 500	247, 200	282, 400
34	199, 900	248, 100	284, 100
35	201, 400	249, 000	285, 700
36	202, 900	250, 000	287, 400
37	204, 200	250, 900	289, 000
38	205, 500	252, 200	290, 700
39	206, 700	253, 400	292, 500
40	208, 000	254, 700	294, 300
41	209, 300	256, 000	295, 800
42	210, 600	257, 400	297, 500
43	211, 900	258, 600	299, 000
44	213, 200	259, 800	300, 600
45	214, 300	260, 900	302, 200
46	215, 600	262, 100	303, 900
47	216, 900	263, 400	305, 500
48	218, 200	264, 500	307, 200
49	219, 200	265, 600	308, 100
50	220, 300	266, 600	309, 600
51	221, 300	267, 800	311, 100
52	222, 300	268, 900	312, 700
53	223, 300	269, 900	314, 300
54	224, 200	270, 900	315, 900
55	225, 100	272, 000	317, 500
56	226, 000	273, 100	319, 000
57	226, 300	274, 000	320, 500
58	227, 100	275, 000	321, 700
59	227, 800	275, 900	322, 900
60	228, 500	277, 000	324, 100
61	229, 200	278, 100	324, 800
62	230, 000	279, 100	325, 700
63	230, 700	280, 000	326, 500
64	231, 300	281, 000	327, 300
65	231, 900	281, 500	328, 200
66	232, 500	282, 400	328, 600
67	233, 100	283, 100	329, 300
68	233, 800	284, 000	330, 100
69	234, 500	285, 000	330, 900
70	235, 100	285, 800	331, 600
71	235, 600	286, 600	332, 300
72	236, 300	287, 400	333, 000
73	237, 000	288, 200	333, 500
74	237, 600	288, 700	334, 100
75	238, 200	289, 100	334, 600

76	238, 700	289, 600	335, 200
77	239, 300	289, 800	335, 500
78	240, 000	290, 100	336, 000
79	240, 700	290, 300	336, 400
80	241, 200	290, 700	336, 900
81	241, 700	290, 900	337, 300
82	242, 300	291, 100	337, 800
83	242, 900	291, 500	338, 300
84	243, 400	291, 800	338, 800
85	243, 900	292, 100	339, 100
86	244, 500	292, 400	339, 500
87	245, 100	292, 700	340, 000
88	245, 600	293, 100	340, 400
89	246, 100	293, 400	340, 700
90	246, 600	293, 800	341, 100
91	246, 900	294, 100	341, 600
92	247, 300	294, 500	342, 000
93	247, 600	294, 700	342, 200
94		294, 900	342, 600
95		295, 200	343, 100
96		295, 600	343, 500
97		295, 800	343, 700
98		296, 100	344, 100
99		296, 500	344, 500
100		296, 900	344, 800
101		297, 100	345, 100
102		297, 400	345, 500
103		297, 800	345, 900
104		298, 100	346, 300
105		298, 300	346, 800
106		298, 600	347, 200
107		299, 000	347, 600
108		299, 300	348, 000
109		299, 500	348, 500
110		299, 900	348, 900
111		300, 300	349, 200
112		300, 600	349, 500
113		300, 800	350, 000
114		301, 000	
115		301, 300	
116		301, 700	
117		301, 900	
118		302, 100	
119		302, 400	
120		302, 700	
121		303, 100	
122		303, 300	

123		303,600	
124		303,900	
125		304,200	

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

職員の給与に関する条例の給料月額及び勤勉手当の支給割合が改定されることを踏まえ、会計年度任用職員の給料表及び期末手当の支給割合を改定するため、この条例案を提出するものである。

議案第 88 号

廿日市市佐方会館設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 12 月 6 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市佐方会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

廿日市市佐方会館設置及び管理条例（昭和５２年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第２条の表廿日市市佐方会館の項中「廿日市市佐方本町３番１４号」を「廿日市市佐方本町２番１１号」に改める。

第６条中「会館を利用しようとする者」を「会館を利用しようとする者（以下「申請者」という。）」に改める。

第８条第２項中「利用者」を「申請者」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第１０条関係）

区分	単位	使用料
第１会議室	１時間までごとに	１５０円
第２会議室	１時間までごとに	８０円
調理室	１時間までごとに	７０円

備考 利用者が会館の設置の目的以外に利用する場合における使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ４を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- この条例による改正後の廿日市市佐方会館設置及び管理条例（以下「新条例」という。）別表に規定する第１会議室、第２会議室又は調理室に係る利用の許可、使用料の徴収その他利用に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

（廿日市市ふれあいプラザ設置及び管理条例の廃止）

- 廿日市市ふれあいプラザ設置及び管理条例（平成３年条例第１号）は、

廃止する。

(提案理由)

廿日市市佐方会館に廿日市市ふれあいプラザの機能を集約することなどに伴い、位置及び使用料に係る規定の改正などを行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 89 号

廿日市市漁港管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 12 月 6 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市漁港管理条例の一部を改正する条例

廿日市市漁港管理条例（平成１７年条例第５９号）の一部を次のように改正する。

附則第７項中「令和５年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

広島県による放置艇解消のための基本方針の見直しに伴い、プレジャーボートの係留を目的とする管理漁港施設の目的外使用に係る使用料の徴収開始時期を延期するため、この条例案を提出するものである。

議案第 9 0 号

廿日市市吉和診療所条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 1 2 月 6 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市吉和診療所条例の一部を改正する条例

廿日市市吉和診療所条例（平成１５年条例第５２号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「診断書又は証明書」を「検案書、診断書又は証明書」に改める。

第７条第１号及び第８条中「き損」を「毀損」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第５条関係）

区 分	単 位	手 数 料
死体検案書	１通につき	３，３００円
死亡診断書	１通につき	３，３００円
自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号）に係る診断書	１通につき	５，５００円
その他の診断書又は類似する証明書	１通につき	２，２００円

附 則

この条例は、令和５年１月１日から施行する。

（提案理由）

廿日市市吉和診療所において交付する診断書等の手数料に、新たに死体検案書の手数料を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 9 1 号

廿日市市教育集会所の設置及び管理条例を廃止する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 1 2 月 6 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市教育集会所の設置及び管理条例を廃止する条例

廿日市市教育集会所の設置及び管理条例（昭和 63 年条例第 16 号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

教育集会所に関し、公の施設としての設置及び管理を廃止するため、この条例案を提出するものである。

議案第 9 2 号

廿日市市地域集会所設置及び管理条例を廃止する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 1 2 月 6 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市地域集会所設置及び管理条例を廃止する条例

廿日市市地域集会所設置及び管理条例（平成１５年条例第２５号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

(提案理由)

廿日市市地域集会所に関し、公の施設としての設置及び管理を廃止するため、この条例案を提出するものである。

議案第 93 号

廿日市市大野福祉保健センター設置及び管理条例を廃止する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 12 月 6 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市大野福祉保健センター設置及び管理条例を廃止する
条例

廿日市市大野福祉保健センター設置及び管理条例（平成 17 年条例第 6
3 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

廿日市市大野福祉保健センターに関し、公の施設としての設置及び管理を廃止するため、この条例案を提出するものである。

議案第 9 4 号

廿日市市保健福祉研修センター設置及び管理条例を廃止する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 1 2 月 6 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市保健福祉研修センター設置及び管理条例を廃止する
条例

廿日市市保健福祉研修センター設置及び管理条例（平成 6 年条例第 16 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

廿日市市保健福祉研修センターに関し、公の施設としての設置及び管理を廃止するため、この条例案を提出するものである。

議案第 9 5 号

廿日市市老人の家設置及び管理条例を廃止する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 1 2 月 6 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市老人の家設置及び管理条例を廃止する条例

廿日市市老人の家設置及び管理条例（平成１５年条例第５０号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

(提案理由)

廿日市市老人の家に関し、公の施設としての設置及び管理を廃止するため、この条例案を提出するものである。

議案第 102 号

廿日市市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務
委託に関する規約の変更の協議について

廿日市市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、市議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務
委託に関する規約の一部を改正する規約

廿日市市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成 28 年 4 月 1 日施行）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「廿日市市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 22 号）」を
「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」に改める。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

廿日市市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更するための協議について、市議会の議決を求めるものである。

議案第 103 号

広島県市町総合事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、次のとおり広島県市町総合事務組合理約を変更することについて、同法第 290 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

広島県市町総合事務組合理約の一部を改正する規約

広島県市町総合事務組合理約（昭和 35 年指令地第 803 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を第 15 条とし、第 5 章中同条の前に次の 1 条を加える。

（事務の受託）

第 14 条 組合は、別表第 2 の左欄の事務について、広島県及び広島県内の市町が組織する一部事務組合及び広域連合から地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定において準用する同法第 252 条の 14 第 1 項の規定による事務の委託の申出がなされたときは、これを受託することができる。

附 則

この規約は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

(提案理由)

事務の受託に関する規定を整備することを目的に、広島県市町総合事務組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議を行うため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 104 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場設置及び管理条例（令和 2 年条例第 2 号）第 11 条の規定により、次のとおり廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 6 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 公の施設の名称

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市本町 5 番 1 号

一般社団法人 はつかいち観光協会

代表理事 塩 田 均

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から

令和 8 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場の指定管理者の指定期間が、令和５年３月３１日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。